

高槻市業務継続計画(BCP) 令和7年1月修正 概要版

はじめに

本市では、最大被害となる有馬・高槻断層帯地震を想定災害として、平成28年1月に「高槻市業務継続計画(BCP)」(以下「業務継続計画」という。)を策定し、所属長研修や職場研修による職員への周知に加え、計画の実効性確保や検証等を目的とした図上訓練を実施するなど大規模地震への備えを進めてきた。

また、平成30年6月の大阪府北部地震の課題や教訓を踏まえ、本地震を新たな被害想定シナリオとして追加した業務継続計画を令和2年3月に修正するとともに、関連計画として新たに「高槻市受援計画」(以下「受援計画」という。)を策定した。

今回、令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震を新たに想定シナリオとして追加するとともに、令和6年能登半島地震の課題も踏まえ、大規模地震等発生時における業務継続体制・受援体制の確保を図るため業務継続計画及び受援計画を修正する。

第1章 総則

1 計画の目的

大規模地震等発生時には、平常時の通常業務に加え災害応急業務を実施しなければならない。しかしながら、行政自身も被災し、人員や施設、設備等において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。そこで、災害時に実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時期等を定めることで発災直後の業務立ち上げ時間を短縮し、業務レベルの向上による業務継続体制の構築を目的として、業務継続計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、地域防災計画を上位計画とし、災害応急対策実施要領や各対策部(G)マニュアル及び受援計画と整合を図る。



3 計画の方針

- ①大規模災害から市民の生命、身体及び財産を最優先で守ること
- ②市民生活への支障を最小限にとどめるよう努めること
- ③全庁的な協力体制のもと、業務継続のために必要な資源を確保し、最大限有効活用すること

4 計画の発動基準

- 災害対策本部が設置され配備体制が第2次防災体制となった場合を基本とする
- 地震の種類や被害状況に合わせて適用するシナリオを決定する

第2章 対象組織と配備体制

対象組織と配備体制

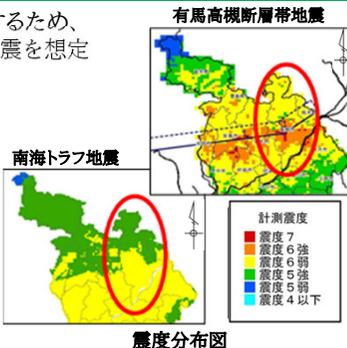
本計画の対象組織は、災害対策本部機構における全ての対策部(G)とする。また、配備体制としては、地域防災計画における地震災害時の配備区分等とする。

第3章 想定地震と被害想定

本計画では、様々な規模の地震災害に対応できる計画とするため、南海トラフ地震を新たなシナリオとして追加し、3種類の地震を想定地震とした。

想定する地震と主な被害 <新規追加>

項目	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3
	大阪府北部地震	有馬高槻断層帯地震	南海トラフ地震
マグニチュード	6.1	7.3~7.7	9.0~9.1
最大震度	6弱	7	6弱
死者数	2人	1,081人	19人
負傷者数	40人	4,166人	645人
避難所生活者数	613人	60,409人	15,396人

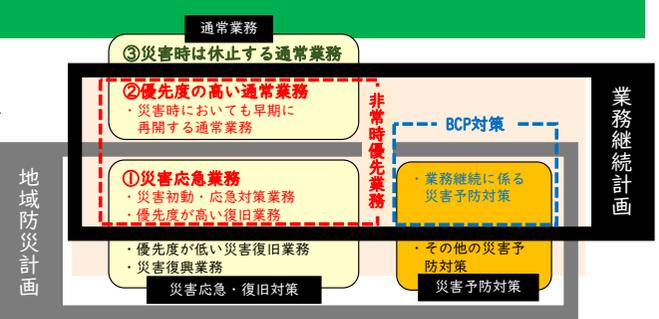


第4章 非常時優先業務の選定

1 選定対象業務と選定基準等

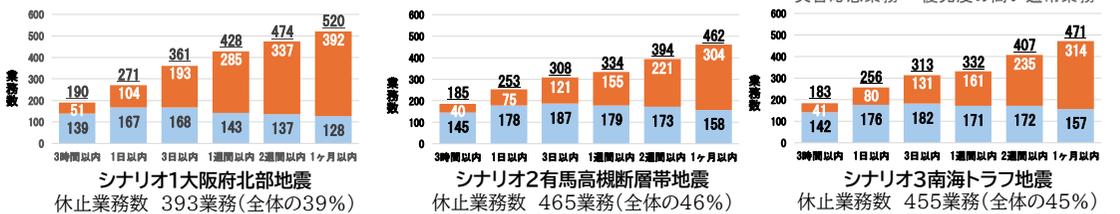
非常時優先業務は、右図のとおり「①災害応急業務」と、通常業務のうち「③災害時は休止する通常業務」を除く「②優先度の高い通常業務」とする。

- 非常時優先業務の開始目標時期や終了見込時期並びに業務実施に必要な人数等を整理。
- 区分は6段階(3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内)として設定。



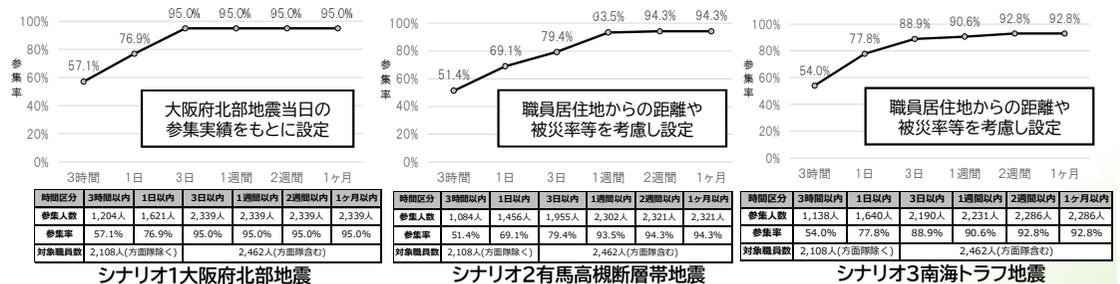
2 選定結果及び非常時優先業務の実施数

<全応急業務243 通常業務765(総業務数1,008業務)>



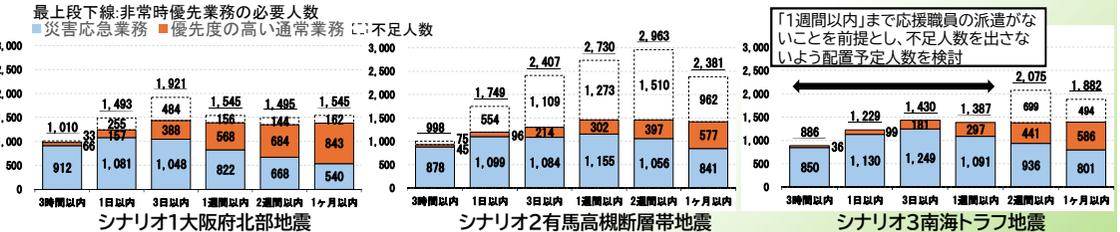
第5章 必要資源の確保

1 職員の確保 勤務時間外の発災として参集予測を実施。



2 非常時優先業務の必要人数と不足人数等 ※消火・救助部は除く

職員参集予測を踏まえ、非常時優先業務に割り当てる職員数と不足人数を整理。



3 庁舎等の確保

災害対策本部が設置される本館及び総合センターをはじめとする庁舎等及び受援時に執務スペース等として活用する可能性のある施設を「BCP対象施設」として選定(18施設)。

第6章 業務継続の課題と対策

業務継続体制(職員体制や庁舎等の執務環境等)に関する課題と対策状況を整理

第7章 業務継続体制の向上

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、PDCAサイクルを通じて、本計画を適宜、見直し・更新し、業務継続体制の向上を図る。